

平成 28 年 3 月 2 日

おはようございます。連絡係の稲垣です。

大府の認知症踏切事故についての最高裁の判決が出ました。妻の監督義務を否定、長男も監督義務者に当たらないと。本当に悩ましい判断で、家族としては介護の苦勞が報われることだが、JR側にとっては代替輸送費用など泣き寝入り。ふと思ったのが、このケースでJR車輛により二次災害の急ブレーキで社内で死亡事故が起こったとしたらこれは誰の責任？どちらも本当に線引きの難しい判決だと改めて感じました。

さて、各務原市と協議会のやり取りです。別添ご確認ください。

よろしくご査収ください。

おはようございます会員の皆様に転送をお願いします。

前回の要望書で3月末までの、介護認定申請などに関わる申請事務においての個人番号記入事務について、4月以降も継続的に記入しなくても受け付けが可能になりました。当面の対応で、国の指針に沿いながらということですので、確認をお願いします。

よろしくご査収ください。

各務原市介護保険サービス事業者協議会 居宅支援事業部会  
稲垣 光晴

[keamane@satsuki-5.co.jp](mailto:keamane@satsuki-5.co.jp)

[http://www.geocities.jp/kakamigahara\\_kaigohoken/](http://www.geocities.jp/kakamigahara_kaigohoken/)